

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三〇―一一三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(狭あい箇所内等検査作業手当)

第十七条 狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

二 海上保安庁装備技術部又は管区海上保安本部船舶技術部若しくは警備救難部に所属する職員が行う船舶の建造の監督又は修繕の監督の業務のうち人事院が定める作業に従事したとき。

三 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(狭あい箇所内等検査作業手当)

第十七条 狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 
- 一 前項第一号及び第二号の作業 二百五十円
  - 二 前項第三号の作業 三百二十円

(災害応急作業等手当)

第十九条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千四百四十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

- (1) 巡回監視 九百五十円
- (2) 応急作業等 千四百四十円

- 
- 一 前項第一号の作業 二百五十円
  - 二 前項第二号の作業 三百二十円

(災害応急作業等手当)

第十九条 (略)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

- (1) 巡回監視 七百十円
  - (2) 応急作業等 千八十円
-

二 前項第二号の作業 千四百四十円

三 前項第三号の作業 千二百二十円

四 前項第四号の作業 九百五十円

五 前項第五号の作業 千四百四十円を超えな

い範囲内において、それぞれの作業に応じて  
人事院が定める額

3 (略)

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空  
局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し  
くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空  
交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大  
臣の定めるところにより航空交通管制技能証明

二 前項第二号の作業 千八十円

三 前項第三号の作業 八百四十円

四 前項第四号の作業 七百十円

五 前項第五号の作業 千八十円を超えない範

囲内において、それぞれの作業に応じて人事  
院が定める額

3 (略)

(航空管制手当)

第二十三条 航空管制手当は、国土交通省航空  
局、地方航空局の空港事務所、空港出張所若し  
くは空港・航空路監視レーダー事務所又は航空  
交通管制部に所属する職員のうち、国土交通大  
臣の定めるところにより航空交通管制技能証明

---

書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運  
航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技  
能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務  
に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京  
空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務  
所、関西空港事務所、広島空港事務所、福岡  
空港事務所、大分空港事務所、鹿児島空港事  
務所又は那覇空港事務所における進入管制業  
務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸  
誘導管制業務（それぞれ管制指示を主として  
行うものに限る。）

---

書、航空交通管制通信技能証明書、航空管制運  
航情報技能証明書又は航空交通管制技術業務技  
能証明書を交付された職員が、次に掲げる業務  
に従事したときに支給する。

一 (略)

二 新千歳空港事務所、函館空港事務所、仙台  
空港事務所、東京空港事務所、新潟空港事務  
所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島  
空港事務所、福岡空港事務所、長崎空港事務  
所、熊本空港事務所、大分空港事務所、鹿児  
島空港事務所又は那覇空港事務所における進  
入管制業務、ターミナル・レーダー管制業務  
又は着陸誘導管制業務（それぞれ管制指示を

---

---

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）函館空港事務所、釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四 （略）

五 新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡

主として行うものに限る。）

---

三 前号の空港事務所（新千歳空港事務所を除く。）釧路空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、八尾空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所又は人事院の定める空港出張所若しくは空港・航空路監視リーダー事務所における飛行場管制業務（管制指示を主として行うものに限る。）

四 （略）

五 新千歳空港事務所、稚内空港事務所、大阪

空港事務所若しくは鹿児島空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類		勤務官署		手当額
前項第	航空路	東京航空交通管制部	千四百八十円	
一号の	管制業	福岡航空交通管制部	千三百円	
業務	務			

空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所若しくは那覇空港事務所又は人事院の定める空港出張所における無線電話機による対空援助業務

六〇九 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類		勤務官署		手当額
前項第一号の	業務	東京航空交通管制部	千三百八十円	
		その他の航空交通管制部	八百四十円	

	業務	五号の	前項第	(略)				
	業務	空援助	広域対	(略)	務	管制業	通管理	航空交
事務所	所又は鹿児島空港	所、福岡空港事務	新千歳空港事務	(略)		部	福岡航空交通管制	部
		円	三百六十	(略)		円	八百四十	千九十円

	業務	五号の	前項第	(略)				
	業務	空援助	広域対	(略)				
事務所	務所又は那覇空港	所、鹿児島空港事	新千歳空港事務	(略)				
		円	三百六十	(略)				

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

3 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十
海事職俸給表(一)六級以上の級	円
教育職俸給表(一)四級以上の級	

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

3 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 (略)

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十
海事職俸給表(一)六級以上の級	円
(新設)	

医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
(略)	(略)

医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
(略)	(略)

(併給禁止)

第三十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当

爆発物取扱等作業手当

(併給禁止)

第三十二条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当

爆発物取扱等作業手当

(略)	
(略)	<p>狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第三号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）</p>
(略)	
(略)	<p>狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。